

第3章

稲美町要保護児童対策地域協議会の仕組み

平成18年5月1日、児童福祉法の改正を受け、これまでの児童虐待防止ネットワーク会議(平成17年1月1日設置)をさらに充実させるため、稲美町要保護児童対策地域協議会を設置しました。

(1) 協議会の目的

要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、地域の関係機関や団体等との連携の強化を図り、当該児童及びその保護者に関する情報収集や支援等を行うことを目的としています。

(2) 協議会の体制

協議会は、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議によって組織されています。

① 代表者会議

協議会の構成員により、各年度の協議会の運営方針等を定めます(各年度1回以上開催)。

【協議事項の例】

- a. 要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討
- b. 実務者会議からの地域協議会の活動状況の報告と評価

② 実務者会議

実際に活動する実務者から構成される会議で、全てのケースについての進行管理、援助方針の見直し等を行います(定期的に開催)。

【協議事項の例】

- a. 全てのケースについて定期的な状況のフォロー、主担当機関の確認、援助方針の見直し 等
- b. 定期的な情報交換や、個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討
- c. 要保護児童の実態把握や、支援を行っているケースの総合的な把握
- d. 要保護児童対策を推進するための啓発活動
- e. 地域協議会の年間活動方針の策定、代表者会議への報告

③ 個別ケース検討会議

個別のケースに対応するため、ケースに関係のある担当者により必要に応じて開催します。

【協議事項の例】

- a. 関係機関が現に対応している虐待ケースについての危険度や緊急度の判断
- b. 要保護児童の状況の把握や問題点の確認
- c. 支援の経過報告及びその評価、新たな情報の共有
- d. 援助方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有

- e. ケースの主担当機関とキーパーソン(主たる援助者)の決定
- f. 実際の援助、支援方法、支援スケジュール(支援計画)の検討
- g. 次回会議(評価及び検討)の確認

(3) 調整機関

改正児童福祉法では、協議会の運営の中核となって関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関(要保護児童対策調整機関)を明確にすることとされており、本町ではいなみこども家庭センター(こども課)を指定しています。

